

第3次稚内市総合計画 施策実施状況調査

01 市民に開かれたまちづくり

01 市民の行政への参画

03 情報公開の推進と個人情報の保護

主要施策	施策実施状況(※1)							問題点、課題
	実施状況	進捗率		第4次の方向性	小項目の総合的評価		評価	
		(%)	ペース		評価内容			
10 情報公開制度の充実 (総務課)	4	100%	2	1	1	・情報公開条例(平成12年条例第47号)及び個人情報保護条例(平成12年条例第48号)の制定により、13年4月から処理を行うとともに、18年4月からは市外居住者の複写手数料を引き上げた。近年増加傾向の情報公開請求にも適切な対応を実施中である。	・近年、情報公開請求が増加傾向にあり、特に、19年に入って飛躍的に増加している。公文書の定義を含め、所管課においては、常に情報公開を意識した文書管理が求められることから、十分な庁内周知に努める必要がある。	
20 文書管理体制の整備 (総務課)	4	80%	4	1		・保存文書については、19年度の分庁舎廃止に伴い、宝来の旧社教センター北分館に書庫を増設し、従来の車庫2階と併せ、文書管理を実施中である。	・情報公開を視野に入れた文書管理適正化のためには、文書管理システムの導入が効果的であるが、導入費用が多額であり、早急な整備は難しい。従って、将来の導入に備えて内部文書管理体制の充実に努め、移行に向けた準備作業を継続実施することとしている。	
30 個人情報保護体制の整備 (総務課)	4	100%	2	1		・個人情報保護に関しては、開示・訂正・使用停止の請求事例はないが、今後とも適正管理に務めるよう周知を図る。	・現行の文書管理規程は平成12年の制定であり、庁内検討を含め、改正の方向で検討中である。	